

# 貸金業法の改正前後における資金供与側からの 消費者金融市場に関する調査

堂下 浩

東京情報大学

## 要 旨

日本において貸金業法は2006年12月に改正され、2010年6月に完全施行された。新たに科された厳格な規制の影響は甚大であり、業界の淘汰が短期間で進んだ。たとえば、武富士（業界規模2位）が2010年9月に倒産、翌月には三洋信販（業界規模7位）がプロミス（業界規模4位）へ吸収合併された。同時に消費者金融市場の信用収縮が一気に加速した。その後も市場規模の減少は続いたが、2012年に市場の縮小傾向も収まり、新型コロナ禍の前までは概ね安定的に推移してきた。そして今日、消費者金融市場は新型コロナ禍により混乱を生じている。

そこで本論文では、先ず貸金業法の改正前後における消費者金融市場に注目して、残高、新規成約率、そして過払い金返還額などの状況変化について分析した。その結果、上限金利の引き下げにより借入困難に陥った資金需要者が債務整理に向かったことで、過払い金返還請求が一気に増大し、貸付残高の減少に大きな影響を及ぼした蓋然性が確認された。つまり、法改正による上限金利の引き下げと総量規制の導入は当時の一部利用者を借入れの困難な状況に追い込んだ。借入困難者の急増は貸金業者への過払い金返還請求を一気に促し、貸金業者の業績は徐々に悪化へ向かった。

続いて、新型コロナ禍の経済環境が消費者金融市場に及ぼした影響についても分析した。近時、新型コロナ禍により経済的に困難な状況におかれた資金需要者が増え、一部はヤミ金融に流出している可能性が報告されている。こうした経済下における消費者金融市場の取引データから資金需要者の置かれている状況を調査した。その結果、経済活動の萎縮が進む中、消費者金融会社からの融資が拒絶される資金需要者が増加している可能性が示唆された。

## 1 はじめに

貸金業法が2006年12月に改正され、2010年12月に完全施行された。そして、2020年が過ぎたことで現行の貸金業法下において貸金市場は10年以上を経過した。この間、貸金市場は大きく縮小した。

特に事業者金融市場への影響は甚大であった。高木（2018）によると、法改正により多くの事業者金融会社が撤退したことで近年、事業者金融機能の代替としてファクタリングを偽装した違法性の高い債権譲渡ビジネスが一部で横行している。また、堂下（2021）も新型コロナ禍における中小企業の債務行

動をインタビュー等で調査し、事業者金融機能が大きく後退したことで、想定外の突発的な資金需要が発生すると、平時では売却する必要のない健全な取引先企業の良質な売掛債権を高額な手数料をファクタリング業者に支払って止む無く現金化している事例を報告した。そして、こうした状況の中、政府機関でも実質的に信用供与に相当するファクタリング被害が横行している実態を鑑み、中小企業にヤミ金融被害防止に向けた広報を積極化させている<sup>1</sup>。

一方、一部大手は残存できたものの、消費者金融市場の影響も大きかった。一時は資金供与者として最大規模を誇った武富士は2010年9月に会社更生法適用を東京地方裁判所に申請して実質的に破綻しただけでなく、2010年10月には三洋信販がプロミスへ吸収されるなど、大手消費者金融会社ですら経営の存続が脅かされた。

当然、こうした法改正の影響は消費者金融の利用者に対しても多大な影響を及ぼした。この時期に樋口ら（2013）は大手貸金業者7社が保有する約270万人に上る借り手データを集計し、貸金業法で新たに導入された総量規制に抵触した借り手と抵触しなかった借り手の延滞状況を比較した。その結果、総量規制抵触者は総量規制の導入時点で年収が低いものの、その返済履歴は非抵触者より良好であった。しかし総量規制導入後、総量規制抵触者は返済履歴を非抵触者よりも段々と悪化させ、債務整理へと促した可能性を示唆した。

そこで本論文では、貸金業法の改正前後における消費者金融市場に注目して、大手消費者金融会社から提供されたデータに基づき、残高、新規成約率、そして過払い金返還額などの状況変化について分析する。併せて、新型コロナ禍で悪化した経済情勢下における消費者金融市場の実情についても報告する。

## 2 分析されたデータのプロフィール

### 2.1 データの提供元

筆者は法改正により消費者金融会社が与信基準の厳格化を進めている状況を把握するために、2007年5月から当時の大手消費者金融会社のうち上位7社

（消費者ローンの営業貸付金残高ベース）に対して定点調査を開始した。消費者金融連絡会（2008）によると、2006年3月末時点で消費者金融市場の規模は11兆円であり、これら7社による残高シェアはその75%を占めていた。当時、データ収集を求めた7社とは残高の大きい順（2006年3月末時点）に、アコム、武富士、アイフル、プロミス、CFJ、GEコンシューマー・ファイナンス（GECF）、三洋信販である<sup>2</sup>。

ただし先述した通り、2010年9月に武富士が倒産した。また2010年10月に三洋信販とプロミスが合併した。そして、2018年12月にCFJは日本市場から実質的に撤退（解散）した。CFJに関しては新規契約件数は2009年3月以降で0件、新規申込件数も2010年9月以降で100件未満、その後は段々と0件へと推移していった。このようにデータの提供元は変化したものの、存続した会社からデータの収集を続けた。なお、本調査を開始した直後である2008年9月にGECFは新生銀行に譲渡されたものの、データ提供は直近まで引き継がれている。

### 2.2 収集される変数

各社へ回答を求めたデータは営業と貸し倒れに関する7つの変数であり、集計期間ごとに示すと以下の通り。

[各月末時点における数値]

- ・消費者ローンの営業貸付金残高
- ・既存顧客数

[各月間で合計された数値]

- ・申込件数
- ・新規契約件数
- ・過払い金返還額（いわゆる、キャッシュアウト額であり、元本減少分を含めない）
- ・貸倒償却額

[各四半期間で合計された数値]

- ・過払金返還請求のうち元本減少額

なお、申込件数と新規契約件数は新規成約率を集計するために収集した変数である。そして、新規成約率は各社の新規契約件数を申込件数で除して算出

した変数である。また、過払金返還請求のうち元本減少額は2004年度の第4四半期から集計を開始した。

### 2.3 データの集計期間

各月データに関しては、最初に調査を行った時点(2007年5月)で収集したデータの集計期間は2003年12月から2007年3月までであった。その後も定期的にデータの収集を続け、現状、最新のデータは2021年3月である。したがって、収集された分析可能なデータの集計期間は2003年12月から2021年3月となる。

また各四半期データである、過払金返還請求のうち元本減少額は2004年度の第4四半期からデータ収集を開始した。各月データと同様に定期的にデータの収集を続け、分析可能なデータの集計期間は四半期単位で2005年1月から2021年3月となる。

### 2.4 データの補正

データ提供元の一部会社が倒産や解散、そして合併した。そこで収集したデータを分析する上で、データの連続性を一定の範囲で確保するために、以下のような手続きで対処した。

- ① 2010年9月に武富士が倒産した。このため、以下の前提でデータ処理を行った。
  - (ア) 2010年9月以降、武富士の残高を0円として集計する。
  - (イ) 2010年9月以降、武富士の申込件数と契約件数を各0件とする。
  - (ウ) 2010年9月以降、武富士の過払い金返還額を0円とする。
- ② 2010年10月に三洋信販がプロミスに吸収され、三洋側の残高や債権はプロミス側のデータに反映させた。
- ③ CFJの実質的な解散に伴い、2019年1月以降の分析値にはCFJのデータは反映されていない。また、同社は2009年から営業を実質的に停止し、同社の解散した2018年12月の時点において、その残高や既存顧客数等の数値は存続する他社に比べ圧倒的に小さかった。この

ため、同社のデータに関しては特段の処置を講じない。

なお、本調査におけるデータ提供元の会社数として、2003年12月～2010年8月は7社、2010年9月は6社、2010年10月～2018年12月は5社、そして2019年1月以降は4社となる。

## 3 分析結果

### 3.1 分析の方向性

先述した通り、本調査で収集したデータは完全な連続性を確保できていないため、データの絶対値で議論することに注意を要する(特に業界大手であった武富士が倒産した2010年前後の局面においては留意すべき)。このため、本論文では2019年以降の期間を除き、収集したデータの分析を各変数の推移(トレンド)を議論する程度に留める。ただし、データの連続性が確保されている期間に関しては、各月(各四半期)における集計値の高低を含めて議論する。

そこで、貸金業法の改正と完全施行が市場に与えた影響をトレンドの推移で分析することを目的に2003年12月から2020年12月のデータを用いる。また、新型コロナウイルスの影響を分析するために、データの連続性が確保された2019年以降のデータを活用し、市場動向を仔細に検証する。

### 3.2 貸金業法の影響に関する分析(2003年12月～2020年12月)

#### 3.2.1 過払い金返還額と新規成約率

図1で過払い金返還額と新規成約率の動向を示した。以下、同図に基づき各変数の推移に関して分析する。

まず過払い金返還額の推移について分析したい。図1では視認が難しいが、過払い金返還額は集計を開始した2003年12月から既に増加基調にあり、当時から各社の収益性を圧迫しつつあったものと推測される。アコムが東京三菱UFJ銀行と2004年3月に資本業務提携を結ぶなど、この頃から武富士を除く大手の消費者金融会社は金融機関や外資との関係性を

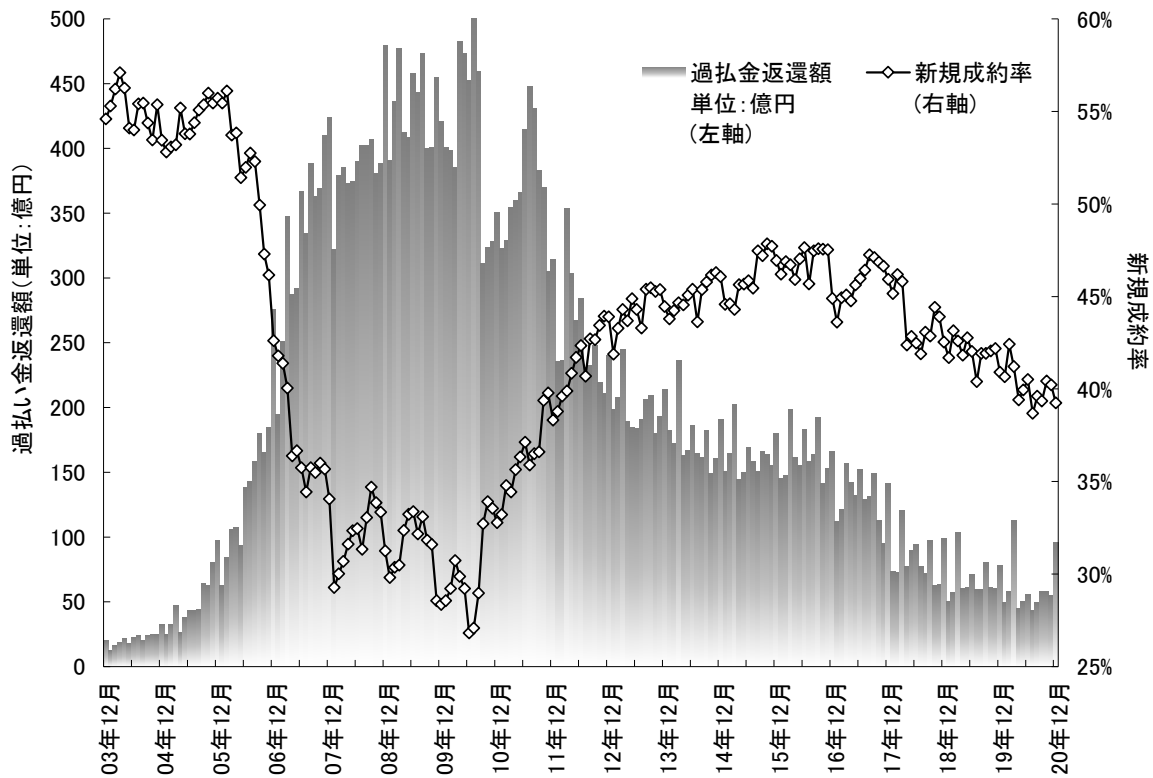


図1 過払い金返還額と新規成約率

附記 1) 2006年1月、最高裁判所はみなし弁済を否定した判決を出す。2) 同年12月、貸金業法が改正。  
 3) 2010年6月、同法が完全施行。4) 2017年3月、全国銀行協会はカードローン審査厳格化の申し合わせを公表。

強化させたが、その背景に資金繰りを巡る過払い金返還請求への対処があったと推測される。そして、2006年1月にみなし弁済を実質的に否定した最高裁判所による判決<sup>3</sup>が出されたことで、過払い金返還請求の勢いは一気に強まった。

さらに、後述するが、2006年秋頃から新規成約率が急速に低下したことで、借入困難に陥った利用者が債務整理に向かい、返還請求の勢いは一段と加速した。そして、そのピークは2010年7月であり、データの提供元である消費者金融会社の大手7社だけでも返還額は月間で500億円を超えた。その後、過払い金返還額は緩やかに減少傾向を続けるが、2020年12月末段階で存続する大手4社が返還した過払い金の総額は月間で96億円にのぼる。なお、同図では2010年9月に過払い金返還額が一時的に減少するが、これは同時期に武富士が倒産した影響である。

次に新規成約率の推移を見ると、図1に示される通り、貸金業法の改正議論が金融庁で本格化し始め

る2006年の年初から下振れ傾向を示し始める。そして、法改正議論が進む中で上限金利引下げや総量規制の導入が法案に盛り込まれる方向性が与党・自民党の会議で決定した2006年9月頃から新規成約率は55%近傍から30%へ一気に下降する。つまり、2006年9月頃から貸金業法が完全施行される2010年6月頃までの局面において法改正の影響に伴う急激な金融収縮が発生し、資金需要者に多大な影響を与えたと思料される。

なお、法改正が資金需要者に与えた影響として、新たに導入された総量規制が総量規制対象者の延滞率上昇を促した可能性については先に引用した樋口ら(2013)の調査、そして上限金利引下げにより貸金業者が審査基準を厳格化したことで借入困難に陥った資金需要者が多数発生した状況については堂下ら(2009)の調査からも説明されている。

そして2010年の完全施行後、各社の資金供与機能は徐々に回復基調へ転じ、2012年12月頃から新規成約率は40%を超えた。この背景として、貸金業者が

銀行との資本・業務提携を強化させ資金繰り改善に努めた点や、総量規制の導入や厳格な金利規制に基づく新しい与信体制を構築したことで債権の良化が進んでいた点などが挙げられる。

しかし、新規成約率の上昇傾向は段々と鈍化し、2014年から2016年まで45%近傍で横ばい状態となる。その後、2017年から2019年にかけて新規成約率は緩やかな下降傾向を示し、近年は40%近傍で推移している。この局面での減少傾向は銀行カードローンが社会問題となり、金融機関が融資自粛に転じた時期と重なることから、その影響が想定される。

### 3.2.2 過払い金返還額の累計

図2に、最高裁判所が判決を下した2006年1月以降における過払い金返還総額の累計額を示した。先述した通り、過払い金の返還が急ピッチに進んで以降、その伸びは鈍化傾向にあるものの、倒産・撤退した消費者金融会社を含む7社が支出した、過払い金返還額の累計は遅くとも2020年5月に4兆円を超えた。堂下（2012）によると、弁護士や司法書士は返還された過払い金額の30~40%を手数料として徴取していたことから、この間に相当額の資金が司法界に移転したと言える。

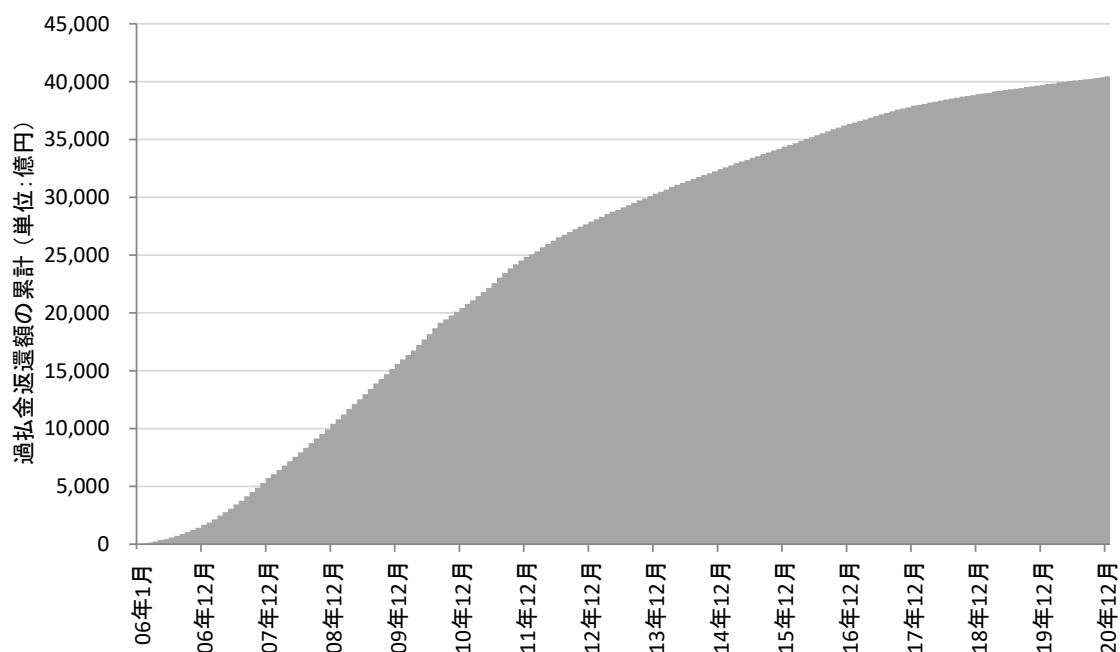


図2 過払い金返還額の累計

### 3.2.3 消費者ローンの営業貸付金残高と既存顧客数

図3は月末における消費者ローンの営業貸付金残高と既存顧客数を集計した結果である。以下、同図に基づき各変数の推移に関して分析する。

最初に既存顧客数の推移を議論する。図3から計測開始の2003年12月から既存顧客数の減少傾向が続いていた点が理解できる。既存顧客数は2003年12月の1,470万人から、2006年9月には1,350万人まで減少した。その後、減少傾向は2006年9月頃から一段と加速し、下げ止まったのは2012年である。そして、2003年12月では1,400万人に上った顧客数も、2020年には400万人程度と1/3までに減少した。利用者の一部は法改正後に金融庁による積極的な金融機関への後押しもあり銀行カードローン市場に流出したと類推される。

次に、図3に示される営業貸付金残高の推移を見ると、同図では視認が難しいが、計測開始の2003年12月から2006年9月までの期間で減少傾向が見られる。残高は2003年12月の8兆4千億円から、2006年9月には8兆1千億円まで減少していた。そして、2006年9月からは減少傾向を加速させ、この流れは既存顧客数と同様に2012年まで続き、2013年以降は2兆1千億円程度で推移している。8兆円を超えていた残高が1/4までに縮小したことになる。

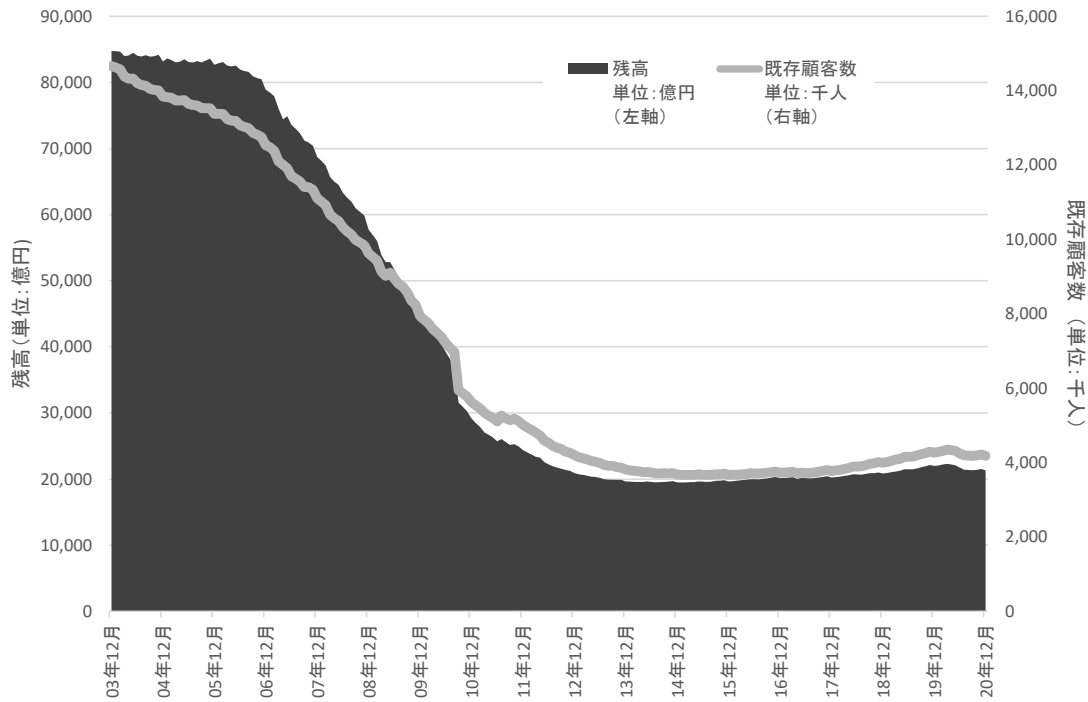


図3 消費者ローンの営業貸付金残高と既存顧客数

この局面において、市場縮小を促した背景として、金利引下げや過払い金増大の影響だけでなく、貸金業法の完全施行時に導入された総量規制の影響も大きい。つまり、総量規制抵触者が残高を強制的に減らされた結果、その一部が債務整理を進めた点が挙げられる。また、信用力が相対的に高い消費者金融会社の一部利用者は総量規制抵触を忌避して、その残高を銀行カードローン市場へ移した（伊藤〈2015〉）点も無視できない。なお、同図では2010年9月に残高と既存顧客数が一時的に減少するが、これは同時期に武富士が倒産した影響である。

ところで、貸金業法が完全施行された2010年以後、銀行による安易な審査によりカードローンの返済困難者が増加している批判を受けて、2017年3月に全国銀行協会はカードローン審査の厳格化に向けた申し合わせを公表した。堂下（2017）は当時、メガバンクを中心に消費者向け銀行カードローンの残高が一貫して増加していく推移を調査した。この調査によると、消費者金融の大手専業3社合計による消費者向け無担保ローン残高は2011年3月末で2.1兆円であったが、2016年3月末で1.8兆円まで減少した。一方で、メガバンクの3行合計による同残高は2011年3月末の9,000億円から2016年3月末には

1.5兆円を超えた。さらに鶴田（2017）は金融機関による銀行カードローンの貸出行動を分析した上で、銀行カードローンが市場のモラルハザードを引き起こしている可能性に言及した。鶴田によると、保証がない金融機関のプロパー融資であれば貸し出しを抑制する筈である高リスク利用者に対して、金融機関は保証スキームを用いた銀行カードローンを通して厳格性に欠ける審査の下で融資している可能性を示した。この当時、銀行カードローンの保証業務を請け負っていた貸金業者は保証業務を含めてチャネルに応じたリスク管理を構築する途上であったと言える。

なお、今日の貸金業者の残高や銀行カードローンの残高を合算しても貸金業法が改正される以前における貸金業者の残高に及ばない。一部は非正規の金融手段や、後払い決済及びリボ払いへの移行、さらにはファクタリングといった手段に代替されたとも考えられるが、飯田（2010）や加藤（2018）が指摘する通り、規制強化による「借り控え」による消費の減退や事業の縮小により経済活動から消除されたとも考えられる。特に、消費者金融を利用して個人事業主は金利引下げの影響により消費者金融からの借入が困難に陥ったことで、資金繰りに窮し、

廃業を選択した可能性も否定できず、その経済効果もはかり知れない（堂下〈2018〉）。

### 3.2.4 過払金返還請求による返還額及び元本減少額

図4には過払い金返還請求の質的変遷を知るために、過払い金返還額に、過払い金返還請求のうち元本減少額を加え、その推移を積み上げ縦棒グラフとして示した。併せて、過払い金返還請求が残高減少に与えた影響を把握するために、過払い金返還額と過払い金返還請求のうち元本減少額の合計が営業貸付金残高に占める割合を算出し、同図にその推移を折れ線グラフとして示した。

図4によると、集計を開始した2005年において過払い金返還請求のうち元本減少額は約1,100億円であり、約600億円あった過払い金返還額の約180%であった。そして、過払い金返還請求がピークに達する2009年において、過払い金返還額は約5,100億円にまで拡大し、過払い金返還請求のうち元本減少額の約3,300億円を大きく上回った。その結果、元本減少額は返還額の約60%にまで低下する。つまり、2005年において過払い金返還請求者は消費者金融会社の口座に借入残高を有する現在利用者が多かったが、完済した過去利用者による過払い金返還請求が段々と増加していった傾向が読み取れる。なお、こ

の時期は一部の弁護士や司法書士による過払い金返還請求を訴求するCMが広告媒体で流れ始める時期と一致する。

そして2010年以降、勢いがピークアウトしてからも一定水準の過払い金返還請求が根雪として残存する。2020年において過払い金返還請求のうち元本減少額は70億円程度にまで減少したが、過払い金返還額は依然700億円を超えている。したがって、元本減少額は返還額の10%以下に減少した。すなわち、今日起きている過払い金返還は過去利用者（又はその相続人）による請求であり、法改正時の政策意図であった返済困難者への救済措置としての役割は失われていると考えられる。

次に、過払い金返還額と過払い金返還請求のうち元本減少額の合計を計算し、その合計が営業貸付金残高に占める割合の推移を図4に示した。集計を開始した2005年には、その割合は僅かに2%程度であったが、これは過払い金返還請求の急増とともに増加し、ピークである2010年には25%程度に達する。この局面の過払い金返還請求は消費者金融会社の経営に致命的な打撃を与え、武富士の倒産や三洋信販とプロミスの合併といった業界淘汰に向かわせた。そしてこれ以降、この割合は減少傾向を続けているが、2020年段階においても4%程度まで減少し

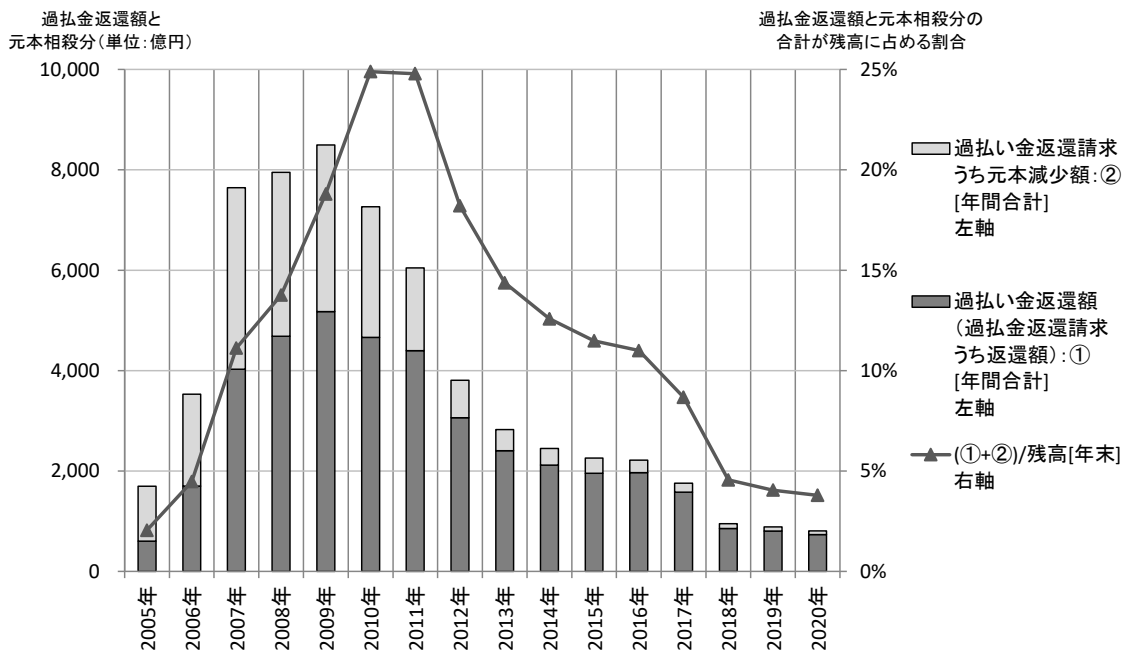


図4 過払い金返還請求と残高減少の関係性

たものの、今なお各社の収益性に少なからず影響を与えているものと推断される。

### 3.3 新型コロナ禍の影響に関する分析（2019年4月～2021年3月）

新型コロナ禍により世界経済は2020年3月頃から一斉に委縮し、日本の景気も一気に悪化へと転じた。政府は2020年4月16日に緊急事態宣言を全国に発出した。その後、同年5月14日に北海道、東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、京都の8都道府県を除き緊急事態宣言を解除、そして5月25日に全国で解除したことで、5月頃から国内で一時的ながらも経済活動が再開し始めた。しかし、新型コロナウイルス感染症のまん延は収束せず、2021年1月8日に政府は2回目となる緊急事態宣言を発出し、その対象区域を東京、神奈川、千葉、埼玉と定めたものの、同年1月14日には栃木、愛知、岐阜、京都、大阪、兵庫、福岡にも拡大された。2月7日に栃木県を解除、続く2月28日には愛知、岐阜、京都、大阪、兵庫、福岡も解除、そして3月21日に全面解除となり、経済活動は再び稼働し始めた。

現下、消費者金融会社から収集した直近のデータ

を分析することで、新型コロナ禍における資金需要者による状況を把握することは有意義である。そこで、2019年4月から2021年3月までの大手消費者金融会社4社から収集したデータのうち新規申込件数と新規成約率に注目して、その推移を分析する。

まず、図5に新規申込件数とその対前年同月変化率を示した。新型コロナ禍に襲われる前まで新規申込件数は安定的に推移し、対前年同月変化率は10%前後で緩やかな増加傾向を示していた。しかしながら、緊急事態宣言が発出された2020年4月から同年5月にかけては急速に低下し、その後は回復基調を示したが、対前年同月で比較すると新規申込件数は減少し、経済活動が低調となる中で資金需要が減退している実情が示される。

次に、図6に新規成約率の推移を示す。2020年3月までの新規成約率は40%～43%の範囲に収まる安定した推移であったが、2020年4月以降は緩やかな減少傾向を示す。特に2021年1月以降は39%を下回っている点は注目される。

そして、図7には散布図を用いて、新規申込件数の対前年同月変化率（横軸）と新規成約率（縦軸）の関係を示した。同図では、新型コロナ禍の影響を

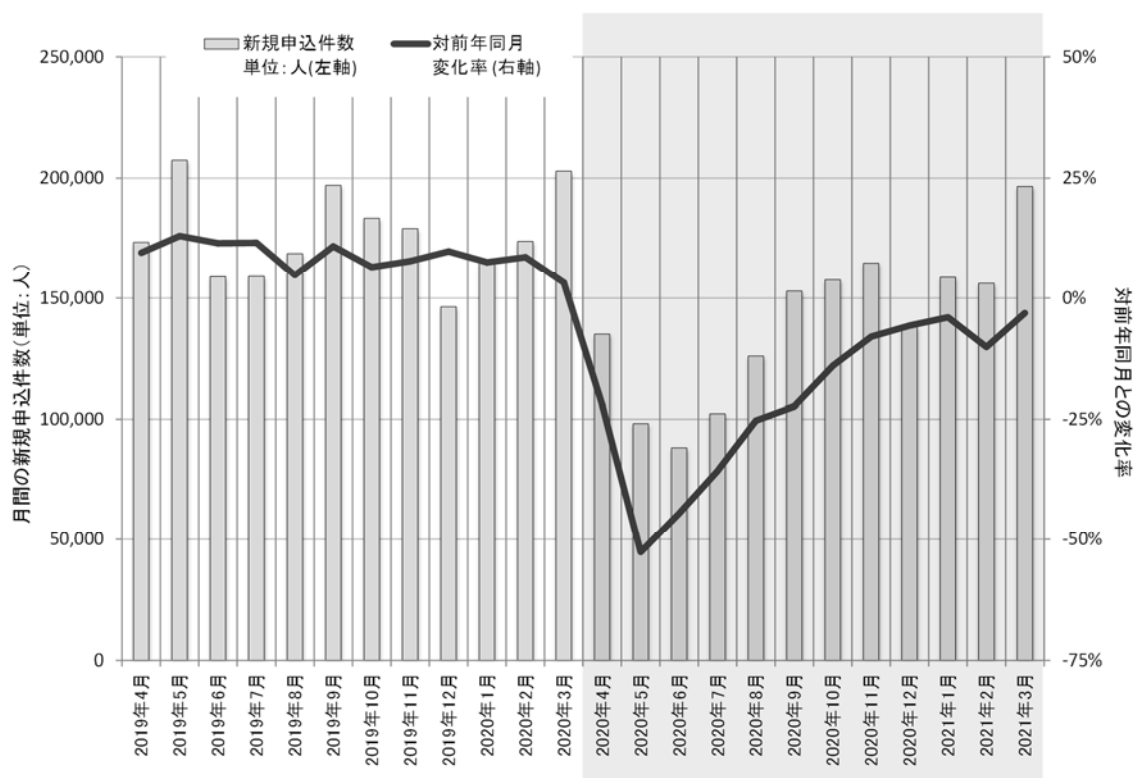


図5 新規申込件数と対前年同月変化率



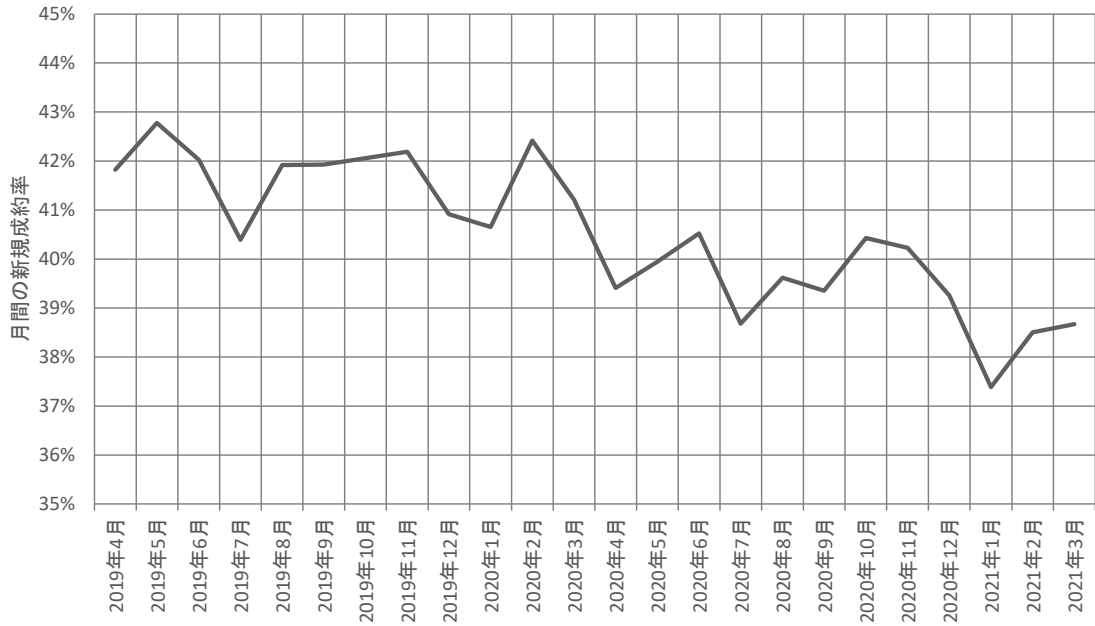


図6 新規成約率

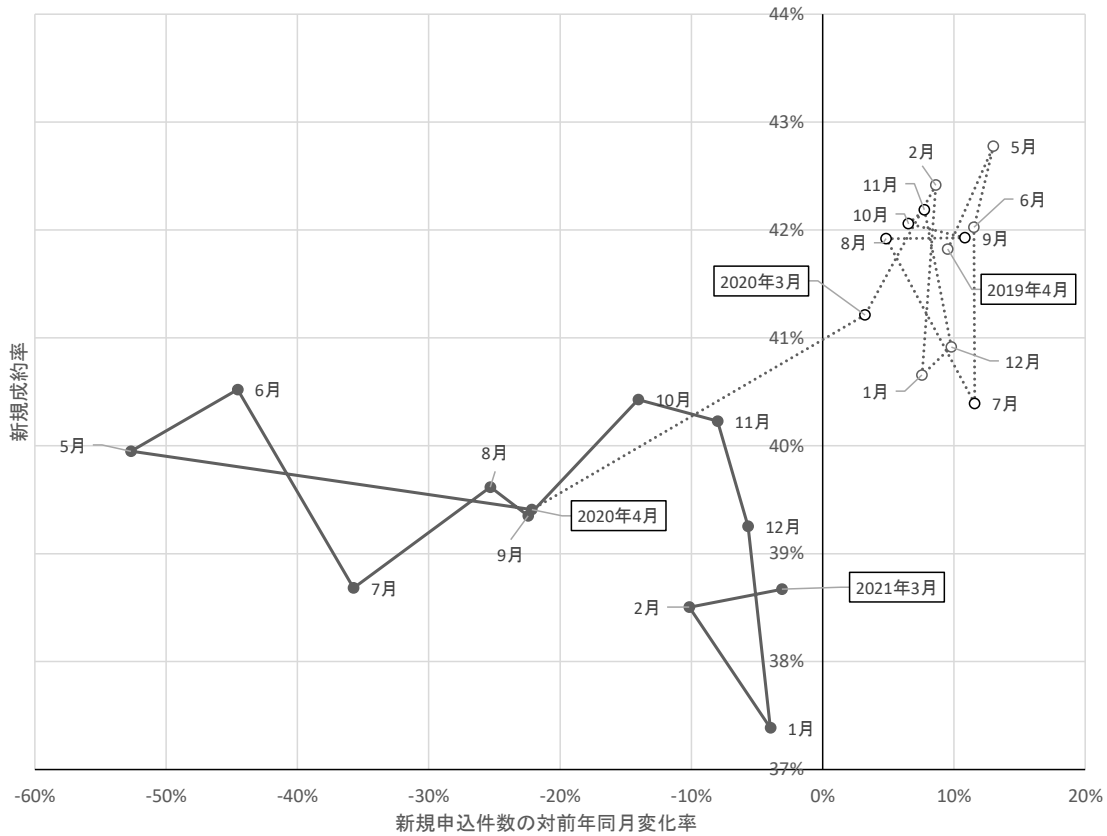


図7 新規申込件数の対前年同月変化率（横軸）と新規成約率（縦軸）の散布図

受けていない2019年4月から2020年3月までの期間におけるデータは図中で○と点線で表記、緊急事態宣言が発出された2020年4月から2021年3月までの期間におけるデータは●と実線で表記されている。

同図を見ると、2019年4月から2020年3月までの期間において新規申込件数の対前年同月変化率と新規成約率は散布図のグラフ右上の象限で安定的に推移していたことが理解できる。しかしながら、2020年

4月以降は両変数とも大きく変動し始める。直近3か月間の状況としては、新規申込件数は新型コロナ禍前の水準に戻りつつありながらも、新規成約率は38%近傍まで低下して推移する。

この事象を検証する上で、次の2つの仮説が想起される。1つ目は、新型コロナ禍の1年間において消費者金融会社への申込者全体で信用力を低下させている、という仮説である。2020年4月以降の失業率は悪化する傾向が続いていた。そして2つ目は、審査が通る可能性の高い層が景気悪化により資金需要を減退させ、併せて政府による特別定額支給金等が給付されたことで、消費者金融会社への申込件数が減った一方、審査が拒絶される可能性の高い層による申し込みは常に一定数存在し、こうした申込者層がこの局面においても融資を拒絶されていた、という仮説である。すなわち、こうした定常的に存在する一部の資金需要者が新型コロナ禍という事象に関係なく消費者金融会社へ申し込むことから、新型コロナ禍においても融資拒絶者の属性と絶対数は不変であるという考え方に基づく仮説である。残高減少の傾向が続くことで債権の質的变化にも影響を及ぼすことから、上記2つの仮説の検証は今後の研究課題としたい。

なお、新型コロナ禍の下、最近ではSNS上の個人間融資に代表されるヤミ金融の被害拡大を伝える報道も散見されるようになった<sup>4</sup>。堂下ら(2021)はツイッター上における個人間融資の活発状況を知るために「#個人間融資」に絞ってツイート数を調査した。その結果、日次ベースの最大値と比べると2018年調査では102回/日であったものの、2020年調査では276回/日と約3倍の増加となっていた。Domoto(2011)は2006年の貸金業法改正により、正規業者から借りられなくなった資金需要者がヤミ金融にシフトするメカニズムを論じたが、新型コロナ禍による景気低迷が資金需要者の債務行動に与えた影響についても研究課題として注目する意義は大きいであろう(貸金業の業界団体も行政によるヤミ金融被害根絶の活動に呼応する格好で実態把握に関わる調査を進めるべきである)。

## 4 まとめ

以上の通り、2003年12月から2021年3月までのデータに基づき、消費者金融市場の波乱に満ちた推移を垣間見ることが出来た。特に2006年12月に改正された貸金業法の影響は甚大であった。消費者金融市場の急激な信用収縮に伴い、武富士の倒産や三洋信販とプロミスの合併などの業界再編を経て、消費者金融市場は2012年頃から概ね安定を取り戻し推移してきた。

しかしながら、2020年3月以降に生じた新型コロナ感染症のまん延は消費者金融市場に再び混乱を招いた。経済収縮により一時的に資金需要は減退したものの、手元資金を不足させた資金需要者による新規申込者の増加傾向が続いている。ただし、新規成約率は直近まで下降傾向で推移している。つまり近時、消費者金融市場から締め出された資金需要者が増えつつあると推定される。

一方で、今回の分析結果を通して更なる検証が必要となる事象も見出された。例えば、2017年から2019年にかけて新規成約率は緩やかな下降傾向を示している点である。本論文では、この局面での減少傾向は金融機関が銀行カードローンの融資自粛に転じた時期と重なることから、その影響による可能性についても言及した。しかし、その関係性と影響度合いについては精査が必要であり、本件は今後の課題として検証を続けたい。

また、新型コロナ禍における資金需要者の債務行動に関して、ヤミ金融との接触などはマスコミによる報道や行政による度重なる注意喚起で懸念されている。したがって、新型コロナ禍の後に経済活動が活発化することで発生する資金需要が、金融機関、貸金業、そしてヤミ金融といった受け皿にどのように流入していくのか、そのプロセスとメカニズムを検証することは、今後のパーソナルファイナンス研究の発展に欠かせないだろう。新型コロナ禍が資金需要者の債務行動に与えた影響については引き続き新たな研究課題として検討していきたい。

何れにしても、今回は資金供与者のデータに基づいた分析であったが、今後は消費者金融市場で発生したイベントごとに、資金供与者と資金需要者の両者のデータを突き合わせた分析を進めていきたい。

【引用文献】

- Domoto, Hiroshi (2011). “Brief Report on Displacement of Consumer Finance Market from Nonbank to Yamikin” 早稲田大学クレジットビジネス研究所, Working Paper (IRCB11- 001), pp.1-9.
- 堂下浩 (2012). 「ヤミ金融の被害についての簡潔な報告」早稲田大学クレジットビジネス研究所, No.IRCB12-002, pp.47-49.
- 堂下浩 (2017). 「貸金業制度2006年改正後の消費者ローンの課題と小口金融のあり方」『季刊 個人金融 2017秋』, ゆうちょ財団, pp.1-12.
- 堂下浩 (2018). 「貸金業法が自営業者に与えた影響 資金繰り悪化、廃業も」『金融ジャーナル』日本金融通信社, Vol.57, No.7, pp.16-19.
- 堂下浩, 的場智也 (2021). 「新型コロナ禍における違法性のある融資取引に関する実態調査」『パーソナルファイナンス研究』パーソナルファイナンス学会, No.7, pp.5-11.
- 堂下浩 (2021). 「中小企業の資金繰り支援へ金利規制緩和急げ」『月刊 公明』, 公明党機関誌委員会, Vol.190, pp.58-61.
- 樋口大輔, 堂下浩, 河原周平 (2013). 「総量規制の影響に関する実証分析—追加データによる検証—」『パーソナルファイナンス学会年報』パーソナルファイナンス学会, No.13, pp.81-91.
- 飯田隆雄 (2010). 「貸金業法の北海道経済へ与えた影響」『札幌大学総合研究』No.1, 札幌大学, pp.165-174.
- 伊藤幸郎, 堂下浩 (2015). 「総量規制の導入経緯と問題点」『パーソナルファイナンス研究』パーソナルファイナンス学会, No.2, pp.13-26.
- 加藤晃 (2018). 「改正貸金業法が日本のGDPと雇用に与えた効果—特定産業の波及効果分析を用いて—」『パーソナルファイナンス研究』パーソナルファイナンス学会, No.5, pp.37-47.
- 消費者金融連絡会 (2008). 『TAPALS 白書 2007』消費者金融連絡会広報資料, pp.1-10.
- 高木秀男 (2018). 「特集 債権の売買を偽造するヤミ金融」『東経情報』2018年1月1日号, pp.1-5.
- 鶴田大輔 (2017). 「貸金市場・銀行カードローン市

場の動向と課題」『季刊 個人金融 2017秋』, ゆうちょ財団, pp.13-21.

【注】

- <sup>1</sup> 例えば、東京都多重債務問題対策協議会による広報資料「金融被害に注意しましょう！」(関連URLは以下の通り) など <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/info/> (最終閲覧日: 2021/11/23)
- <sup>2</sup> 当時、CFJはディックやアイクといったブランドで、GECFはレイクのブランドで消費者ローンを市場に供与していた
- <sup>3</sup> 平成16年(受)第1518号貸金業請求事件(最高裁判所)
- <sup>4</sup> 例えば、「SNS個人融資『担保』に裸画像『不法業者から借りないで』」毎日新聞(2021/6/2) など

(受理日 2021年12月20日)

